

伊勢市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

伊勢市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムは、住宅の耐震化促進を目的とし、伊勢市建築物耐震改修促進計画(第二次計画)に基づいて定めるものである。

1 取組目的

- 住宅の耐震化を推進するため、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。
- 重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、積極的な普及啓発を行う。

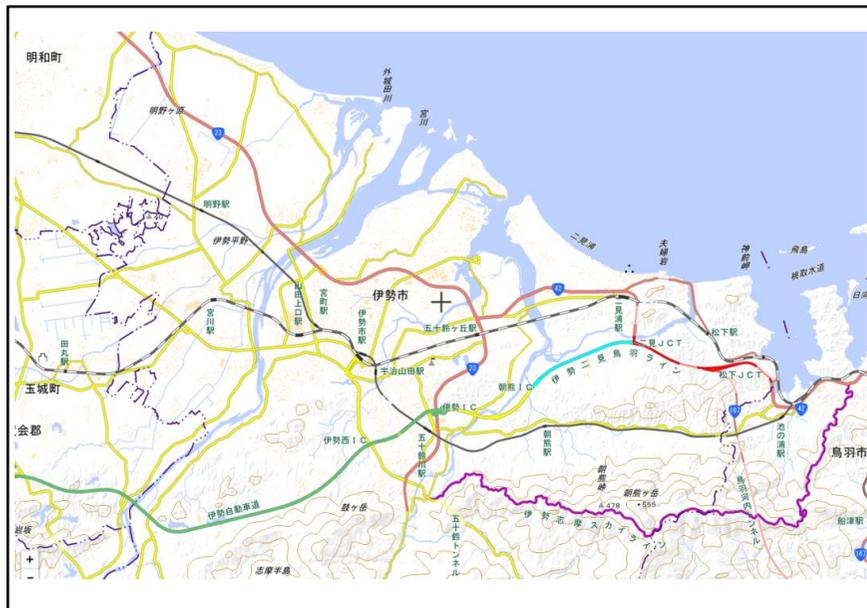
2 緊急耐震重点区域の設定

緊急耐震重点区域は、伊勢市内全域とする。

緊急耐震重点区域：伊勢市内全域

○対象住宅

- 昭和56年5月以前に建築された住宅



3 取組期間

本プログラムの取組期間は下記のとおりとする。

取組期間：令和4年度～令和7年度

	R4	R5	R6	R7
AP見直し				
戸別訪問またダイレクトメール				

4 戸別訪問または宛名を明記したダイレクトメールの実施

戸別訪問は下記のとおり行う。

- 啓発用チラシ等を用いて耐震化の必要性及び補助制度等を説明する。
- 不在の場合は、啓発用チラシ等をポストイングする。
- 訪問結果(訪問日、訪問者、説明内容等)を記録・整理する。

宛名を明記したダイレクトメールは下記のとおり行う。

- 耐震化の必要性・補助制度を説明した案内文書を郵送する。
- 郵送先名簿を記録・整理する。

※ いずれも木造住宅を優先的に対象とする。

5 その他の普及啓発活動

戸別訪問・ダイレクトメールと併せて、下記の啓発活動も実施していく。

- 住宅耐震啓発パンフレット等の配布
- 広報いせ、市ホームページ等による周知
- 各種イベントにおける啓発活動
- 耐震補強相談等の実施

6 関係団体との連携

耐震化支援および普及啓発活動において、三重県及び特定非営利活動法人三重県木造住宅耐震促進協議会と連携して活動に取り組む。

7 具体的な取組内容について

- ① 住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組
 - ・「4 戸別訪問または宛名を明記したダイレクトメール」により実施する。
- ② 耐震診断支援をした住宅所有者に対して耐震改修を促す取組
 - ・耐震診断結果報告時に委託事業者等から住宅所有者に対して、耐震改修補助制度等の説明を行う。
 - ・耐震診断後、耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメール等により耐震改修を促す。
- ③ 改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組
 - ・改修事業者等の技術力(耐震改修工法、金融知識及び営業上の工夫等)向上に係る説明会等を行う。
 - ・ホームページ等により改修事業者リスト等に関する情報提供を行う。
- ④ 耐震化の必要性に係る普及啓発
 - ・「5 その他の普及啓発活動」により実施する。

8 住宅の耐震化に係る支援目標

事業実績及び目標(件数)

木造住宅耐震化支援事業	R2	R3	R4	R5	R6 (目標)
耐震診断	180	165	167	168	300
耐震補強設計	2	8	2	5	20
耐震補強工事	1	4	4	4	20
空家除却工事(※)	128	138	116	107	120

(※)令和4年度より、補助対象を空き家である木造住宅の除却工事に変更。

9 取組実績に関する自己評価

- ① 前年度(令和5年度)の取組実績
 - ・木造住宅耐震化支援事業については前記による。
 - ・7①関連:岩渕地区を対象に戸別訪問を行った。
 - ・7②関連:耐震診断事業の委託事業者である特定非営利活動法人三重県木造住宅耐震促進協議会の診断員により、診断結果報告時に住宅所有者に対して、耐震補助制度の説明を行うとともに、耐震改修を促した。
 - ・7②関連:令和4年度耐震診断受診者に対して、ダイレクトメールの発送を行った。
 - ・7③関連:三重県と連携し耐震改修工事に関する事業者向け講習会を実施した。
- ② 前年度(令和5年度)の課題
 - ・戸別訪問の際、不在により、面談できなかった住宅が多かった。
- ③ 令和6年度の取組方向
 - ・令和6年能登半島地震の影響を受け、耐震診断及び耐震化に係る補助金の予算額の増額を行った。また、耐震補強工事補助金の補助上限額を100万円から125万円に増額とした。引き続き住宅の耐震化に注力していく。